

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター地域班組織設置規程

(目的)

第1条 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、会員の居住地を基準として、正会員をもって地域班を組織することにより、会員相互の連帯意識と親睦を基調に、センターと会員との緊密な連絡体制を整え積極的意欲を持って事業効果を高めるとともに、地域の発展に貢献することを目的とする。

(組織)

第2条 地域班は次の各号に定めるとおり組織する。

- (1) 地域は、行政区及び各町丁目を単位に組織する。ただし、会員数、距離等地域の状況を勘案して編成することができる。
- (2) 班は、会員15名から25名を基準とし、地域内において各町丁目を単位に組織する。ただし、会員数、距離等地域の状況を勘案して編成することができる。
- (3) 地域班の名称は、各地域に相応して名づける。

(地域役員)

第3条 地域に地域長、班に班長をおく。

2 地域役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 地域長の仕事は次のとおりとする。
 - ア 地域会議の開催及び運営に関すること
 - イ 班長会議の開催及び運営に関すること
 - ウ 地域活動等に関すること
 - エ 地域奉仕活動の推進に関すること
 - オ その他センターと班長との連絡に関すること
- (2) 班長の仕事は次のとおりとする。
 - ア 班会議の開催及び運営に関すること
 - イ 地域活動及び班活動に関すること
 - ウ 会員に対する連絡事項の伝達及び会報、文書等の配布に関すること
 - エ 会員の意見、希望等の伝達調整に関すること
 - オ 会員状況、地域情報の収集等に関すること
 - カ その他、センターと会員との連絡に関すること

(地域長及び班長の選任及び任期)

第4条 地域長は、正会員の中から理事長が委嘱する。

- 2 班長は班会議において互選する。ただし、新規に設置された班の班長については、該当する班の中から理事長が選任し、初回の班長会議において互選するものとする。
- 3 地域長及び班長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 4 地域長と班長は相互に兼ねることができない。ただし、地域長または班長が任務の遂行が困難になった場合においては、後任者が選任されるまでの間、当該地域長また班長の属する地域の地域長または班長がその任務を行う。
- 5 理事長は、地域長が任務の遂行が困難になった場合においては第4項の規定により処理し、速やかに後任の地域長を選任し、委嘱しなければならない。
- 6 地域長は、担当する地域の班の班長が任務の遂行が困難になった場合においては第4項の規定により処理し、速やかに当該班の班会議を招集し、後任の班長を選任しなければならない。
- 7 前2項により選任された地域長及び班長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 地域班において、次のとおり会議を開催する。

- (1) 連絡会議 センターが開催するセンターと地域長との連絡会議。構成員は理事長、各部長、地域長及び事務局とし、必要に応じ理事長が召集する。
- (2) 地域会議 地域ごとに開催する地域班全体の会議。構成員は各地域に属する班の班員全員とし、必要に応じ地域長が召集する。少なくとも毎年度2回以上開催する。
- (3) 班長会議 地域ごとに開催する地域長と班長との会議。構成員は地域長及び班長とし、必要に応じ地域長が召集する。
- (4) 班会議 班ごとに開催する会議。構成員は該当する班の班員全員とし、必要に応じ班長が召集する。

(経 費)

第6条 地域長及び班長がその任務を行うために要する経費として、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター地域班活動助成金交付要綱に基づき交付する。

(補 則)

第7条 この要領に定めのない事項については理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行以前から組織されている地域班、地区班、地域、地区、班及びそれに類するもの（以下「地域班等」という。）については、可能な限りその範囲を踏襲する。ただし、行政区をまたがる地域班等については、行政区を基準に再編成する。
- 3 この規程の施行をもって、この規程施行以前の地域班等に関する規程、要綱、要領、基準、規則及びそれに類するものについてはその効力を失う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。